

Muribushi

群星
【むりぶし】

沖縄総合事務局 局報／第300号

特集

経済産業部

企業の人材育成への取組を強力に支援
「人材投資促進税制の創設について」

開発建設部

那覇空港の総合的な調査とPIの進め方
「りっかPIさな!～空港から見える沖縄の未来～」

運輸部

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正
「船舶からの大気汚染防止規制の導入について」

7 2005年
月号

隔月発行
JUL
★

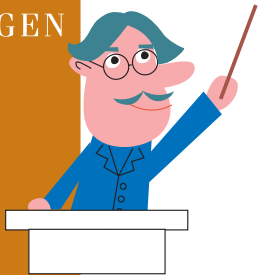
高専制度と 沖縄高専の役割



沖縄工業高等専門学校長
糸村 昌祐

巻頭言

★
KANTOUGEN



高専卒業生の企業における評価は一般的に高く、制度創設以来四十余年、本年三月までに約三十二万名の卒業生を送り出し、経済大国日本を実現する一翼を担ってきた。

高度成長期に「中級・中堅技術者の緊急育成」教育機関として設置された高専は、科学技術の急速な進展と経済のグローバル化に伴い、期待される機能も「創造力ある、複眼的視野を持った実践的技術者の育成」に変わってきた。

この度、経済産業省が全国公募を行っていた「産学連携製造中核人材育成事業」として、応募のあった六十件の中から、三十六件が先導的なモデルプロジェクトとして選定され、沖縄からは、社団法人沖縄県工業連合会が管理法人となる、「OKINAWA型・実践的高度溶接技術者の育成事業」が採択された。本事業は、最新のCAD・



高専制度の創設

戦後新しくなった学校教育制度により、小中高大の六三四制教育が一九四七年に始まり、一九四九年には、日本各地に新制大学が創られた。琉球列島米国軍政府が所管した琉球大学の開学は、その一年後、一九五〇年であった。

五〇年代後半、日本は高度成長期に突入する。産業界からは中堅技術者育成の声が高まった。「中学卒業生を受け入れ五年一貫教育を行う新しい教育制度」（高等専門学校制度）によって、一九六二年に十九校の高専が設置され、以後、順次各地に整備された。

高専制度の変遷

高度成長期に「中級・中堅技術者の緊急育成」教育機関として設置された高専は、科学技術の急速な進展と経済のグローバル化に伴い、期待される機能も「創造力ある、複眼的視野を持った実践的技術者の育成」に変わってきた。

一九九一年には、高等専門学校設置基準が大幅に変わり、卒業生への準学士の称号付与、分野拡大、二力年課程の専攻科設置により、修了生の学士号取得の道が開かれ、大学院への進学も可能となった。

さらに、二〇〇四年には、国立五十五高専が、独立行政法人国立高等専門学校機構として法人化された。法人化によって、各高専に高度化・個性化・活性化が求められ、本来の目的である人材育成とともに、教員の研究活動の活発化と地域への還元（産業界を含めた地域との連携）も積極的に謳われることとなった。

沖縄高専の役割

最初の高専十九校が全国に設置されて四十年後に沖縄高専は開学した。二十一世紀の初頭に創設される高専として、また、沖縄県や県内産業界の要望を受けて、機械システム工学科、情報通信システム工学科、メディア情報工学科及び生物資源工学科という、新しい学科名称とカリキュラム、ならびに研究所と見まがう施設と大学にも劣らない教授陣容（完成年の二〇〇八年に教員六十五名）でスタートした。

この度、経済産業省が全国公募を行っていた「産学連携製造中核人材育成事業」として、応募のあった六十件の中から、三十六件が先導的なモデルプロジェクトとして選定され、沖縄からは、社団法人沖縄県工業連合会が管理法人となる、「OKINAWA型・実践的高度溶接技術者の育成事業」が採択された。本事業は、最新のCAD・

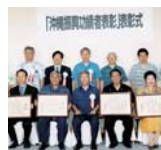
CAM・CAE等の設備を有する沖縄高専を主なフィールドとし、産業界等との連携の下、亜熱帯島嶼特性に関係した溶接部の課題を解決する技術、国際的に通用する高度溶接技術や情報・シミュレーション技術等の技術者育成力キユラムの開発を目的としている。

教育・研究・地域連携という三つの使命に対して、一期生を世に送り出す前に、早くも、産学連携の一つの芽を出せたことで、沖縄高専設置にご尽力いただいた関係各位の期待に応え始めることができたと思っている。本校の四つの学科のそれぞれが、県内産業界との連携を密にし、お役に立てるよう願ってやまない。

群星
【むりぶし】
Muribushi

CONTENTS★目次

巻頭言	PAGE 01	高専制度と沖縄高専の役割 沖縄工業高等専門学校長 糸村 昌祐
特集	PAGE 02	経済産業部 企業の人材育成への取組を強力に支援 「人材投資促進税制の創設について」
	PAGE 04	開発建設部 那覇空港の総合的な調査とPIの進め方 「りっかPIさな!～空港から見える沖縄の未来～」
	PAGE 06	運輸部 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正 「船舶からの大気汚染防止規制の導入について」
	PAGE 8	総務部 「沖縄振興功績者表彰」を実施 「沖縄の特性を活かし振興に貢献」
仕事の窓	PAGE 9	総務部 沖縄地区における景品表示法事件の処理状況(平成16年度) 「積極的かつ厳正な事件処理に努める」
	PAGE 10	財務部 外国為替証拠金取引に注意 「絶対に儲かる」など詐欺的な勧誘
	PAGE 11	農林水産部 食品に関するリスクコミュニケーションを開催 「米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会」
	PAGE 12	財務部 第五回法人企業景気予測調査(平成17年4～6月期調査)沖縄管内分 「県内景況の先行きは全産業で「上昇」超に転じる見通し」
	PAGE 14	経済産業部 中小企業のみならず、IT活用で経営改革を実現しましょう。 「沖縄IT経営応援隊が本格始動 中小企業のIT導入をサポートします!」
	PAGE 15	開発建設部 集まれ!「美ら海美ら島守り隊」 「いつまでも青々と透んだ美ら海であるために」
局の動き	PAGE 16	運輸部 美ら島交通ナビ(PC版)の運用開始! 「バス・モノレール情報をわかりやすく提供」
	PAGE 18	総務部 独占禁止政策協力委員会を開催 財務部 平成17年度国有財産事務担当者連絡会議を開催 農林水産部 平成17年度食料品消費モニター研修会を開催 経済産業部 安全保障貿易管理説明会を開催 開発建設部 H17知事懇談会を開催 運輸部 不正改造車を排除する運動の強化月間について
内閣府便り	PAGE 20	かりゆしウェアの普及・促進について
お知らせ	PAGE 21	幹部の就任のお知らせ



「提供:内閣広報室」

沖縄の Fish in Okinawa

沖縄の魚シリーズ⑤ 【深海の魚】



アオダイ
体長が60cmを越え、背中が鮮やかな青色を呈することから伊豆諸島ではアオゼと呼ばれる。



チカメキントキ
キントキダイに似るが、キントキダイより赤色が濃い。成長すると60cmになる。主に水深100～300mにすむ。



ウメイロ
ウメイロモドキと言う魚もいるが、この種のウメイロはフエダイの仲間。100～200mの岩場に群れを作る。

- ③他の者が行う教育訓練等に参加さ
- ・外部講師謝金等、外部施設等使
用料、教科書その他の教材費、
研修プログラム等の開発委託費
・研修委託費、研修プログラム等
作成委託費

- ①設立、解散の日を含む事
業年度（合併による設立、
解散を除く。）
②清算中の各事業年度
(3)比較教育訓練費の額の計算
事業年度の変更があつた
場合や、仮決算による中間
申告を行う場合等、適用年
度の月数と前二事業年度の
- その異なる事業年度の
教育訓練費の額
- ×
- 適用年度の
月数
- ÷
- その異なる
事業年度の月数

【例】中小企業のケース



中小企業B社は、教育訓練費を300万円
増加させることにより、200万円の
法人税が減額されます。

中小企業B社では、教育訓練費を

前々期 650万円
前期 750万円
当期 1,000万円を支出しました。
同社の当期法人税額は、2,500万円でした。

この場合…

- ①適用年度の教育訓練費の額 1,000万円
②比較教育訓練費の額（700万円）＝（650万円＋750万円）／2
③教育訓練費増加割合（42.8％）＝（1,000万円－700万円）／700万円
④税額控除額（200万円）＝上記①1,000万円×20％（税額控除率）
増加割合が40％以上なので控除率は、最大の20％が適用されます。
（仮に、③教育訓練増加割合が20％の場合は、増加割合が40％未満なので、
控除率は、20％×0.5＝10％となります。）
⑤税額控除限度額（250万円）＝2,500万円（法人税額）×10％
→④の200万円は、⑤限度額250万円を超えていないので、200万円
が控除額となります。

【お問い合わせ先】内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課（担当：譜久瀬）

TEL.098-866-0031（内線285）

企業の人材育成への取組を強力に支援

【人材投資促進税制の創設について】

はじめに

新産業創造戦略を核とした産業競争力の強化を図るため、産業競争力の源である人材に対する企業の投資を促進するとともに、企業が組織選択や再編・再生、年金制度の運用、国際事業展開等を円滑に行える環境を整備するために、人材投資促進税制やLLP（有限責任事業組合）制度の創設、産業再生・企業再生関連税制の充実、特別法人税の課税停止延長、外国子会社合算税制の見直しなどが行われました。今回は、人材投資促進税制についてその概要を説明します。

人材投資促進税制の 基本制度

○本税制は、教育訓練費用を、過去二事業年度の平均額より増加させた法人又は個人事業者が対象となる。
○対象となる法人等は、増加額の二十五％の税額控除を受けられる。

教育訓練の対象者 （「使用人」）

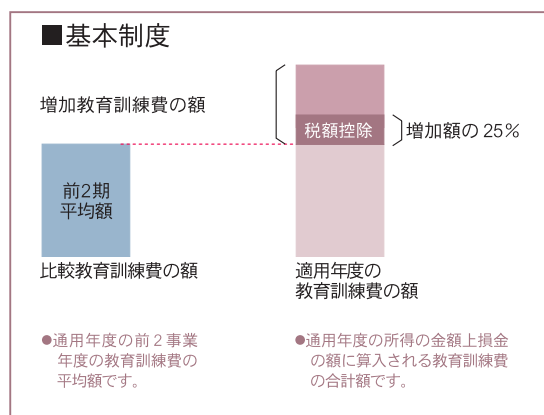
○本税制の適用にあたっては、自社の使用人又は個人事業者のその事業に係る使用人に対して行った教育訓練費用が対象。
○使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者
※対象にならない者
①自社の役員又は個人事業主
②自社の使用人兼務役員
③役員又は個人事業主と特殊な関係にある者
④内定者等の入社予定者

対象となる 教育訓練費の範囲

○本税制の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用
①自社で教育訓練等を行う場合の費用
・外部講師謝金等、外部施設等使
用料、教科書その他の教材費、
研修プログラム等の開発委託費
②他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用
・研修委託費、研修プログラム等
作成委託費

（留意点）

- ①適用者は、青色申告書を提出する法人又は個人事業者。
②適用期間は、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始される事業年度。個人事業者は、平成十八・十九・二十年分の所得に係る申告において適用される。
③控除額は税額の十％が上限。上限を超えた額については、翌年度に繰り越すことはできない。

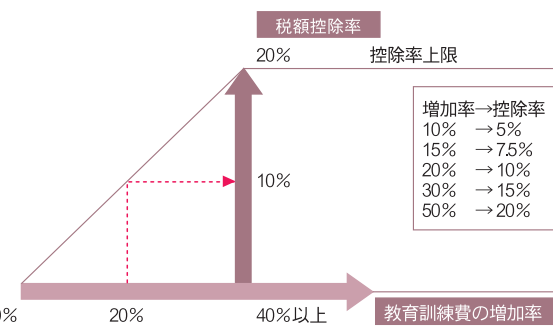
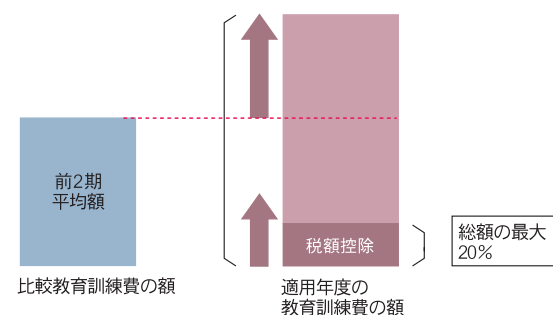


中小企業の特例措置

○中小企業者の場合、基本制度（増加額の二十五％の税額控除）に代えて、教育訓練費の総額の一定割合（最大二十％）を税額控除する制度を選択することができる。

○特例制度における税額控除率は、

■中小企業の特例（選択制）



- ①増加割合が四十％以上の場合、一律二十％
②増加割合が四十％未満の場合は、増加率の二分の一の率

（留意点）

- ①特例制度の適用者は、中小企業又は農業協同組合等に該当する法人等
②適用期間、税額控除限度額は、基本制度と同様

月数が異なる場合は、次の計算により適用年度のベースに合わせた金額を教育訓練費の額として計算する。

教育訓練費の額の証明 （添付書類等）

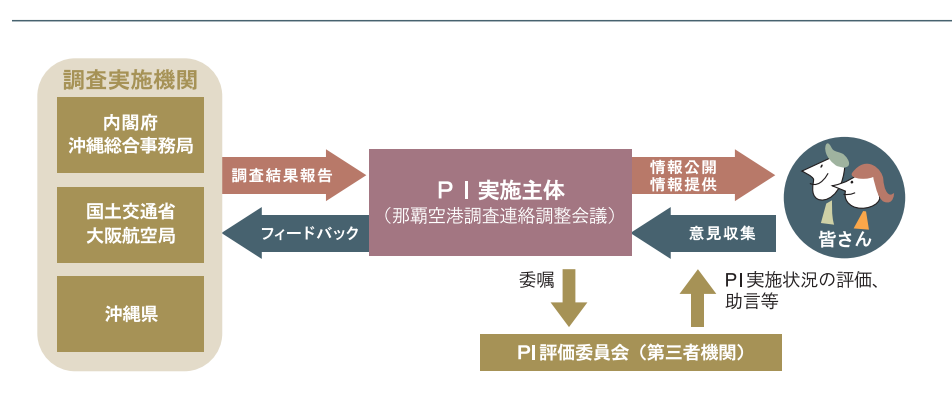
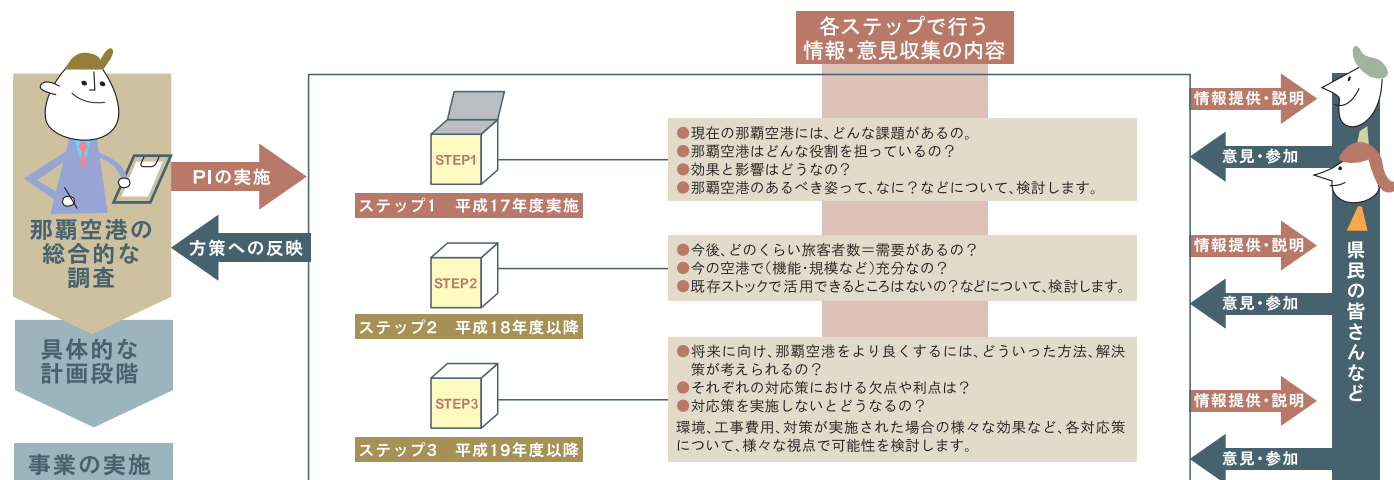
本制度の適用を受けようとする者は、確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、かつ、当該金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表六（二十三）の添付が必要である。

また、①適用年度の教育訓練費の額、②比較教育訓練費の額（前二事業年度

の教育訓練費の額）に関して、次の必要事項を記載した書類（様式自由）を確定申告書等に添付する。

- 該当費用に係る教育訓練等を行った年月日（教育訓練を2日以上継続して行った場合には、その教育訓練等を行った期間）
○教育訓練等の内容
○教育訓練等に参加した使用人の氏名
○該当費用の支出年月日、支出した内容及び金額、相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
○その他参考となるべき事項





PIが正しく進められているかどうか、チェックします。

PIについて監視していくPI評価委員会（第三者機関）を設置します。この機関によりPIの実施の妥当性等について評価助言を受けながら、PIを実施します。

情報提供とご意見の募集期間

平成十七年八月一日～平成十七年九月三十日

那覇空港の調査報告書及び概要版の配布先

（関係機関のホームページからでも閲覧できます。）

- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港建設部港湾空港建設課
- ・沖縄県企画部交通政策課
- ・国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課
- ・沖縄県総務部総務私学課行政情報センター
- ・沖縄県行政情報センター北部分室
- ・宮古支庁行政情報センター
- ・八重山支庁行政情報センター
- ・那覇空港国内線総合案内カウンター



●関係機関のホームページ

- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾空港建設課
【http://www.dc.ogb.go.jp/kyoku/index.htm】
のページでこのバナーをクリック →
- ・沖縄県企画部交通政策課
【http://www.pref.okinawa.jp/koutsuu/kuukou-tyouseikaigi.htm】
- ・国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課
【http://www.ocab.mlit.go.jp/top.htm】

●お問い合わせ先

- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部 港湾空港建設課
【e-mail : mai-kuukou@ogb.cao.go.jp】 FAX : 098-860-1000
- ・沖縄県企画部交通政策課
【e-mail : aa015500@pref.okinawa.jp】 FAX : 098-866-2448
- ・国土交通省大阪航空局飛行場部 空港整備調整課
FAX : 06-6949-6218

那覇空港の総合的な調査とパブリック・インボルブメント(PI)の進め方

【りっかPIさな！】空港から見える沖縄の未来（さあ、PIしましょう）

那覇空港をより良いものにするために、国と沖縄県が連携して行う「那覇空港の総合的な調査」について、パブリック・インボルブメント(PI)を実施します。

那覇空港は、交通政策のあり方を審議する交通政策審議会の答申で「那覇空港は将来的に需給が逼迫することが予想されることから既存ストックの有効活用方策や滑走路増設等を含む抜本的な空港能力向上方策について、幅広い合意形成を図りつつ、国と地域（県）が連携し、『総合的な調査』を進める必要がある」と示されました。（平成十四年十二月）

この答申を受けて、平成十五年度から国と沖縄県で構成する那覇空港調査連絡調整会議では、総合的な調査を実施しています。

那覇空港は平成十六年で約一二七〇万人の方に利用されており、観光やビジネスばかりでなく、皆さんの日常生活にも大きな役割を果たしています。那覇空港の重要性、地域の将来との関わりの深さ等から、那覇空港の将来は、

皆さんにとっても、非常に重要な問題です。

「那覇空港の総合的な調査」のパブリック・インボルブメント(PI)は、効率的な情報の共有化を図るため、皆さんに積極的に情報を提供し、広く皆さんのご意見をいただきながら進めていきます。

パブリック・インボルブメント(PI)とは？

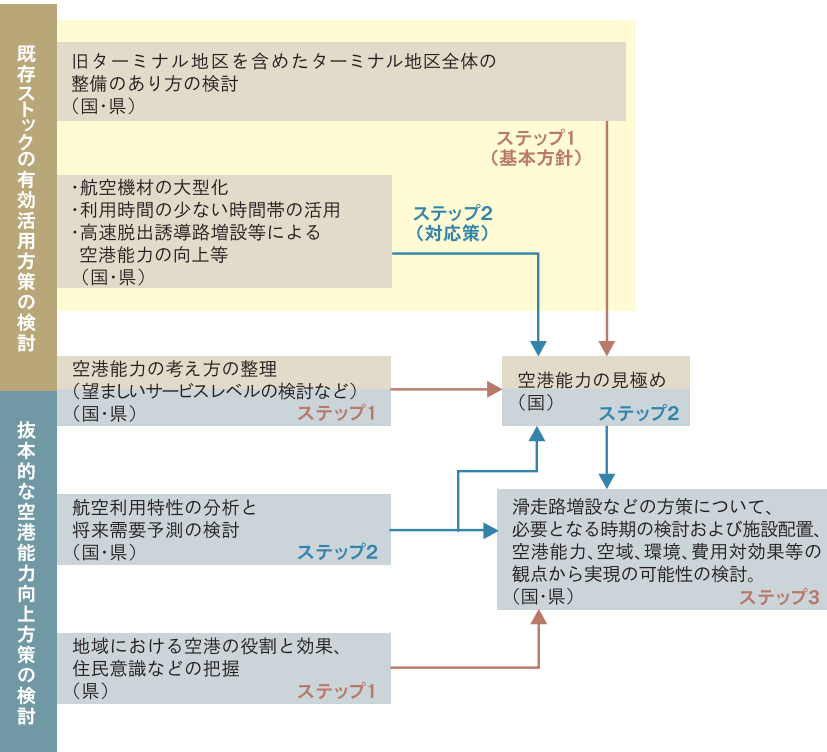
一般的には、政策決定や公共事業の計画策定において、国民や地域住民の方が意見を表明できる場を設け、その意見を計画に反映するものです。

【公衆(Public)を巻き込む(Involvement)】

調査をおこなう機関

「那覇空港の総合的な調査」を進めるにあたり、国（内閣府沖縄総合事務局、国土交通省大阪航空局）と沖縄県の三者で役割を分担しながら、調査を行っています。また円滑に調査を行うにあたり「那覇空港調査連絡調整会議」をつくり調査方針や進捗状況等を確認しながら進めています。

那覇空港の総合的な調査のフロー及びPIのステップ



PIは、調査の進捗に応じて3つのステップで進めます。

この調査では、PIに3段階のステップを設けました。

各ステップで皆さんに情報提供（那覇

空港の調査報告書）や説明会等を行い、ご意見をいただきながら調査を進めていきます。そして皆さんに提供された情報が十分に理解いただけ、また皆さんからの意見が十分に把握できた段階で、次のステップに進みます。



オゾン層破壊物質	当該物質を含む設備
ハロン	消火器（消火剤）
CFC	冷蔵庫、冷凍庫及びエアコン等（冷媒）
HCFC*	冷蔵庫、冷凍庫及びエアコン等（冷媒）
HBFC	消火器（代替ハロン消火剤）

*HCFC（特定オゾン層破壊物質）については、平成31年12月30日までの間は、当該物質を含む設備を新たに船舶に搭載することができます。

いかなる船舶も、オゾン層破壊物質を含む設備を平成十七年五月十九日以降、新たに船舶に搭載して航行してはなりません。（ただし、上記期日に現に船舶に設置されている設備については、引き続き使用することができます。）

オゾン層破壊物質の規制

揮発性有機化合物質（VOCs）の規制
指定された揮発性物質放出規制港湾において貨物の積み込みを行う一定以上のタンカーやLNG船は、揮発性有害化合物質放出防止設備を設置し、使用しなければなりません。
※平成十七年四月末現在、規制港湾は未指定であり対象船舶は未定です。

船舶での焼却規制

① 焼却が禁止される物質

いかなる船舶も以下の物質を焼却してはなりません。
●油、有害液体物質等の貨物の残留物
●ハロゲン化合物を含む精製油
●ポリ塩化ビフェニル
●ポリ塩化ビニル（船舶発生油等焼却設備で焼却する場合を除く。）
●鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物

② 船舶発生油等焼却設備の使用

右記①以外の船舶内で発生する油等船舶発生油等を焼却する場合に、技術基準に適合する焼却設備（船舶発生油等焼却設備）で焼却しなければなりません。なお、船舶発生油等を焼却する場合に船舶発生油等焼却設備を備えなければならない船舶については以下のとおりです。

船舶	適用対象
排他的経済水域を越えて航行する船舶	平成12年1月1日以降に設置された設備
排他的経済水域内のみを航行する船舶	平成17年5月19日以降に設置された設備



国際大気汚染防止証書（IAPP 証書）

国際航海に従事する総トン数四〇〇トン以上の船舶には、IAPP 証書が必要です。

海洋汚染等防止証書

定期検査に合格した船舶には海洋汚染等防止証書が交付されます。

船舶検査

検査対象船舶

総トン数四〇〇トン以上の船舶は、当該船舶に設置された大気汚染防止検査対象設備（原動機、硫酸酸化物放出低減装置、揮発性物質放出防止設備及び船舶発生油等焼却設備）が技術基準に適合していることについて船舶検査を受けなければなりません。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の改正

【船舶からの大気汚染防止規制の導入について】

平成十七年五月十九日より、船舶からの大気汚染を防止するための新たな規制が始まりました。その内容は、船舶からの窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、揮発性有機化合物（VOCs）及びオゾン層破壊物質の放出、船舶から発生する廃棄物等の船上焼却、船舶等で使用される燃料油の品質等に関する規制により、船舶からの大気汚染を防止しようとするものです。

規制の概要

原動機（一三〇kwを超えるディーゼルエンジン）の規制（NOxの規制）

① 国際大気汚染防止原動機証書（EIAPP 証書）の交付を受けた原動機の搭載
一三〇kwを超えるディーゼルエンジンを設置する次の船舶はEIAPP 証書の交付を受けたディーゼルエンジンを設置しなければなりません。

● 次のいずれかに該当する国際航海に従事する船舶
・平成十二年一月一日以降に建造に着手

・平成十二年一月一日以降に原動機を改造
● 次のいずれかに該当する国際航海に従事しない船舶
・平成十七年五月十九日以降に建造に着手
・平成十七年五月十九日以降に原動機を改造

② EIAPP 証書及び原動機取扱引書の備置き

規制の適用を受ける原動機を搭載する船舶は、原動機のEIAPP 証書と原動機取扱引書を船内に備え置かなければなりません。

③ 原動機取扱引書に従った原動機の設置及び運転

規制の適用を受ける原動機を搭載する船舶は、原動機の原動機取扱引書に従って、原動機を設置し、運転しなければなりません。

燃料油の規制（SOxの規制）

① 燃料油の使用
船舶で使用される燃料油は、海域ごとに硫黄分の濃度など品質基準に適合したものでなければなりません。

硫黄酸化物の濃度	
バルティック海海域	1.5% 以下
それ以外の海域	4.5% 以下

② 燃料油供給証明書及び試料

国際航海に従事する総トン数四〇〇トン以上の船舶は、燃料油供給証明書及び試料を一定期間船舶内に備え置かなければなりません。

保存期間	
燃料油供給証明書	3 年間
試料	燃料が消費されるまでの期間（ただし、最低1年間）

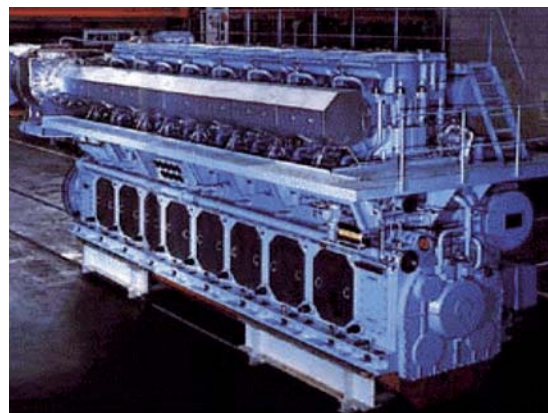


【イメージキャラクター：ウクソウ】

予期せぬ海難事故にそなえて、一人でも多くの人にライフジャケットを着用してほしいと願うキャラクターです。

● 海にでるなら必ず着けよう、ライフジャケット

近年、日本においてもプレジャーボートなどによるマリンレジャーが盛んになっています。しかし、それによって小型船舶による海難事故が増加しているのも事実です。小型船舶による海難事故は急激に増加し、平成4年と比較すると平成12年で約2倍、平成13年はわずかに減少したものの1.9倍と、依然として多数の事故が発生しています。また、小型漁船における漁業従事者の高齢化、一人乗り操業化による事故も多発しています。事実、事故全体に対する漁船の事故割合は毎年1、2を争うほど多く、看過出来ない状況となっています。



「沖縄振興功績者表彰」を実施

仕事の窓

総務部
BUSINESS REPORT 1

沖縄の特性を活かし 振興に貢献

五 月十八日(水)、かりゆしアーバンリゾート那覇において、「沖縄振興功績者表彰」の表彰式を開催しました。

竹林局長は受賞者へのあいさつの中で「沖縄の本土復帰以来、県民を挙げて努力が続けられ、沖縄の社会経済は着実に発展してきており、近年、気候・風土など沖縄の特性を活かしたブランドの確立や、本土にはない特色のある商品開発による事業展開など、沖縄の振興に多大な貢献をされている企業、団体が多くなっている。こうした優れた活動は、様々な工夫や、ユニークな着想等によるものであり、実績をあげてこられた方を顕彰することによって、他の方々の励みになり、意欲も刺激されていくことを期待している。」と述べました。

このように、本表彰は、沖縄の振興に功績があり、今後の事業展開・運営等の模範となる企業、団体又は個人を

広く表彰することにより、沖縄における創業や事業展開等の意欲を喚起して、沖縄の一層の振興発展を図ることを目的として、本土復帰記念の日にあたる五月十五日に実施することとしているものです。

今 回表彰を受けられたのは、Tシャツその他の観光関連商品の開発等を通じ、沖縄発本土展開のロールモデルを示し、沖縄の地域ブランドの向上に貢献した「手作り館工房 海人(株)」、体験農園を運営し、食育、都市農村交流などの活動を通じ、農業農村への理解の醸成、農村活性化に貢献した「富山君子氏」、宮古和牛の繁殖方法に創意工夫を凝らし、生産規模を拡大させるとともに、技術講習会、先進地視察等を

企画し、宮古和牛の改良、増頭に貢献した「渡真利弓子氏」、沖縄の健康食品業界において、積極的な商品開発をするなどその商品は高い評価を受けており、同業界のパイオニア的存在として貢献した「(株)仲善」、世界初となるバンドウイルカの人工尾びれの開発を通じ、生物学的に

イルカの尾びれが持つ役割の解明について貢献するなど国内外で注目を集め、観光振興の面でも多大な貢献をした「バンドウイルカ「フジ」人工尾びれプロジェクトチーム」の5組であり、竹林局長から表彰状の授与が行われました。



沖縄地区における 景品表示法事件の処理状況 (平成十六年度)

仕事の窓

総務部
BUSINESS REPORT 2

積極的かつ厳正な 事件処理に努める

公 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を確保する観点から、消費者の関心の高い商品・サービスにおける表示の実態調査を行い、表示の適正化についての取組を関係事業者団体に要請するなどにより、消費者取引の適正化に努めています。また、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び過大な景品提供行為について、違反行為者に対して排除命令を行うほか、違反するおそれのある行為については関係事業者に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導を、違反につながるおそれがある行為については未然防止を図る観点から注意を行っています。

沖縄総合事務局における平成十六年度の景品表示法違反事件の処理状況は、次のとおりであり、排除命令事案や警告事案を手がけるなど積極的かつ厳正な事件処理に努めました。

1 事件の処理状況

平成十六年度においては、三件の排除命令、五件の警告を行ったほか、表示事件について十一件の注意を行い、計十九件の処理を行いました。景品事件について処理したものはありませんでした。

2 排除命令

【例】公務員採用試験対策講座の試験合格者数等に関する不当表示(平成十七年二月二十五日 排除命令)

公務員採用試験対策講座の受講生募集に関し、新聞に掲載した広告において、自らの公務員試験対策講座を受講して公務員採用試験に合格したとはいえない者を含めていたり、架空の合格率を表示するなどしていた。

3 警告

【例】家庭用塩の原料原産地に関する不当表示(平成十六年七月二十一日 警告)

家庭用塩について、当該商品の容器包装において、例えば、「沖縄の天然海塩」、「沖縄の特産海塩」等と記載し、あたかも、沖縄で採取された海水を用いたものであるかのように表示していたが、実際には、外国産の天日塩を沖縄で採取した海水に溶解するなどして再生加工したものであった。

4 注意

【例】自動車整備業者による車検整備サービス等の不当表示

自動車整備業者A社は、自社が提供する車検整備サービスについて、新聞折り込みチラシにおいて、「軽自動車の車検実績地域 No.1」と表示していたが、当該表示は明確な根拠に基づいたものではなかった。

また、A社は、自動車用タイヤの販売に当たり、上記と同一の新聞折り込みチラシにおいて、「エコ○○タイヤ」と題して四種類のタイヤの商品名、サイズ等を記載し、あたかも、当該タイヤ四種類すべてが「エコ○○タイヤ」シリーズのものであるかのように表示していたが、実際には「エコ○○タイヤ」シリーズのタイヤは、チラシに掲載された四種類のうち一種類のみであった。

●景品表示法による規制の概要(参考)

<表示>

優良誤認(4条1項1号)

商品・役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

優良誤認に該当する表示か否かを判断するために、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。当該資料の提出がないときは、当該表示は優良誤認とみなす。

有利誤認(4条1項2号)

商品・役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示(4条1項3号)

商品・役務の取引に関する事項について誤認されるおそれがある表示であって公正取引委員会が指定するもの

1 おとり広告に関する表示 2 無果汁の清涼飲料水等についての表示
3 商品の原産国に関する不当な表示 4 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
5 不動産のおとり広告に関する表示 6 有料老人ホーム等に関する不当な表示

【問い合わせ先】内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 電話/098-863-2243
ホームページ http://www.jftc.go.jp/c_okinawa/

<景品>

一般懸賞(昭和52年告示3号)

懸賞による取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞(昭和52年告示3号)

景品類限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

総付景品(昭和52年告示5号)

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	100円
1,000円以上	取引価額の1/10

業種別景品告示(4業種)

1 新聞業 2 雑誌業 3 不動産業 4 医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

外国為替証拠金取引に注意

仕事の窓

財務部

BUSINESS REPORT 3

「絶対にもうかる」など 詐欺的な勧誘



近年、外国為替証拠金取引をめぐるトラブルが急増し、社会問題となつていきます。そこで、一般顧客を保護するため昨年十二月に金融先物取引法が一部改正され、今年七月一日に施行されました。

外国為替証拠金取引は非常にリスクの高い取引です。取引の仕組みや契約の内容が十分に理解できない場合はきっぱり断るなど、トラブルに遭わないように注意しましょう。

外

外国為替証拠金取引をめぐるトラブルの主な原因は、業者による執拗・強引な勧誘や断定的判断（たとえば、「絶対にもうかる」など）、取引の仕組み等についての説明不足、無断売買等の不公正な取引、精算金の支払拒否などです。

悪質な業者の中には、「銀行の外貨預金と同じ」「元本割れはしない」などと、証拠金が保証されているような誤った

た情報を提供する者や、虚偽の説明による詐欺的な勧誘を行う者もいます。

この取引はリスクが高く、仕組みも複雑ですが、これを理解しないまま取引を行って被害を受ける人が、投資に関する知識・経験の少ない高齢者や主婦を中心に多くみられます。

外国為替証拠金取引とは

外国為替証拠金取引とは、一般に、顧客が約定元本の一定率（5～10％程度）の証拠金（保証金）を業者に差し入れて、外国通貨の売買（例えば日本円で米ドルを買う、米ドルを売って日本円を受け取るなど）を差金決済で行う取引と言われています。

外国通貨が安いときに買って高いときに売れば利益が出ますが、その逆にれば損失が出るというように、損益は外国為替相場の変動などによって生じます。

規制の内容

外国通貨を一定の将来時点で、現在契約した価格で決済することを約束する取引などを金融先物取引といい、金融先物取引法で規制されています。しかし、外国為替証拠金取引は、この法律の規制対象外でした。そこで、一般顧客を保護するため、昨年十二月に金融先物取引法が一部改正され、今年七月一日に施行されました。改正された法律の内容は次のとおりです。

●法律による規制の対象に

一般顧客を相手方として外国為替証拠金取引を行う業者も「金融先物取引業者」とし、金融先物取引法の規制の対象になりました。

●登録制に

金融先物取引業が登録制となり、株式会社または銀行等の金融機関でなければ行うことができません。

●広告の規制

業者が広告をするときは、取引によって損失が生じる恐れがあることや、損失の額が保証金の額を上回ることになる恐れがあること、手数料のことなど、重要事項について表示しなければなりません。

●禁止行為を定める

業者による次のような行為は禁止されます。

食品に関するリスクコミュニケーションを開催

仕事の窓

農林水産部

BUSINESS REPORT 4

米国産牛肉等のリスク管理 措置に関する意見交換会

去

る五月十三日浦添市産業振興センター「結の街」において「食品に関するリスクコミュニケーション」（米国産牛肉等のリスク管理措置に関する意見交換会）が開催されました。

一昨年、米国、カナダでBSEが発生して以来、我が国はこれらの国からの牛肉等の輸入を停止しています。

厚生労働省及び農林水産省では、食品の安全性の確保を第一に、科学的知見に基づき、米国産牛肉等の輸入条件について検討するとともに、食品安全委員会に諮問し、その評価に基づいてリスク管理措置を決定・実施することとしています。

今回の意見交換会は、この食品安全委員会への諮問に先立ち、米国産牛肉等のリスク管理措置について、消費者、生産者、流通・加工業者、食品関連事業者など広く国民の皆様と意見交換を行うため開催することとしたものです。

沖

縄総合事務局農林水産部が参加者を募集。その結果、会場には各層からおよそ七十名の参加がありました。

意見交換に先立ち、農林水産省消費・安全局衛生管理課の濱本飼料安全管理官から米国、カナダにおける牛肉産業、日本の飼料規制との違い等について、続いて、厚生労働省医薬食品局監視対策課の蟹江BSE対策専門官からそれぞれの国におけるSRM（特定危険部位）の除去の違い、と畜場における措置等について説明がありました。

続けて両省から、我が国と同じ安全性が確保され、二つの条件「①二十ヶ月齢以下の牛由来の牛肉、②全月齢からのSRM（特定危険部位）の除去を満たす輸入牛肉と国産牛肉とのBSEリスクの同等性を食品安全委員会に諮問する旨の説明がありました。

以上のような説明を受けたあと、参加者との意見交換に入りました。



生産者、流通・加工業者、食品関連事業者、消費者、それぞれの立場から様々な疑問・意見、要望がありました。主な意見・要望としては、
●全頭検査を米国・カナダに要求すべきではないか。
●米国の圧力によって輸入再開を早めているのではないか。

●早期輸入再開をお願いしたい。輸入に当たっては十分な安全管理をしてほしい。
●飼養頭数や日本の検査件数からみると米国の飼料検査件数は少なすぎるのではないか。

●将来三十ヶ月齢以下が対象となるのではないか危惧をいなく。
●食品安全委員会のパブリックコメントでは、全頭検査の廃止に7割が反対の意見であったが、これをどう受け止めているのか。

等がありました。

今

回の意見交換会により、米国産牛肉等のリスク管理措置について、いろいろな立場の参加者からの意見を聞くことができ、有意義な意見交換会となりました。

五月二十四日、厚生労働省と農林水産省は『現在の米国及びカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理された両国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の、BSEに関するリスクの同等性』について食品安全委員会に諮問しました。

●リスクコミュニケーションとは

関係者が情報を共有した上で、それぞれの立場から意見を出し合い、お互いがともに考える土壌を築き上げ、その中で関係者間の信頼関係を醸成し、社会的な合意形成の道筋を探ろうというものです。

●リスク管理とは

すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置の選択肢を評価し、適切な政策・措置を決定・実施する過程です。

【問合せ先】

沖縄総合事務局財務部
金融監督課
電話：098-862-1944



外国為替証拠金取引の規制などについては、金融庁ホームページをご覧ください
<http://www.fsa.go.jp/>
外国為替証拠金取引によるトラブルについては、消費者生活センターにご相談ください。

業者は、その役員または使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者（外務員）を国に登録しなければなりません。

●外務員の登録

契約締結前や、取引が成立したとき、証拠金を受領したときは、顧客に書面を交付しなければなりません。

●書面の交付を義務付ける

◆顧客から勧誘の要請がないにもかかわらず訪問または電話で勧誘すること
◆契約を締結しない旨の意思を表示した顧客に対して勧誘すること
◆絶対にもうかるなど断定的判断を提供して勧誘すること。

【出典 平成十七年四月四日号に「NOW」

第五回法人企業景気予測調査 (平成十七年四～六時期調査) 沖縄管内分

仕事の窓

財務部

BUSINESS REPORT 5

県内景況の先行きは
全産業で「上昇」超に
転じる見通し

調査の概要

●調査の目的

本調査は、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を調査し、経済財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、統計報告調整法に基づく承認統計調査として年四回(二、五、八、十一月)実施。

●調査の時点

平成一十七年五月二十五日

●調査対象期間

【判断項目】十七年四～六月期及び六月末見込み、十七年七～九月期及び九月末見通し、十七年十～十二月期及び十二月末見通し
【計数項目】十七年度上期実績見込み及び十七年度下期見通し
ただし、設備投資額は十七年四～六月期実績見込み、十七年七～九月期計画、十七年度下期計画

調査対象企業の範囲

沖縄県内に所在する資本金一千万円以上の法人企業
調査対象企業数及び回収状況は次のとおりである。

対象企業数／百二十九社 回収率／九十二・六％

(単位:社)								
区分	製 造 業			非 製 造 業			合 計	
	対象企業数	回答企業数	回収率(%)	対象企業数	回答企業数	回収率(%)	対象企業数	回収率(%)
大企業	3	3	100.0	22	21	95.5	25	96.0
中堅企業	8	8	100.0	23	21	91.3	31	93.5
中小企業	10	9	90.0	55	50	90.9	65	90.8
合 計	21	20	95.2	100	92	92.0	121	92.6

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

●BSI(Business Survey Index)の計算方法

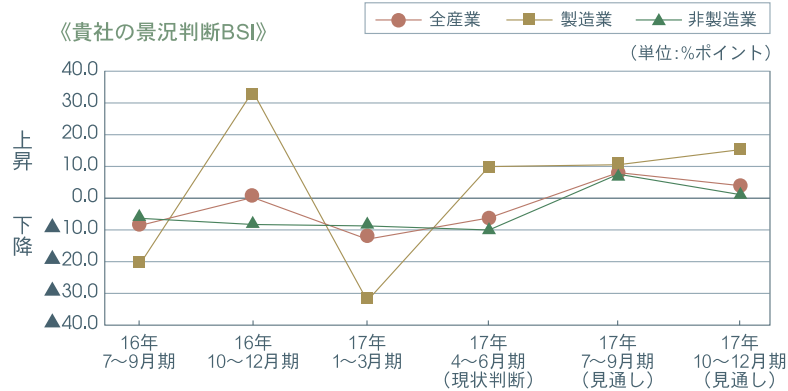
例「貴社の景況」の場合
前期と比べて
「上昇」と回答した企業の構成比…40.0% 「不変」と回答した企業の構成比…25.0%
「下降」と回答した企業の構成比…30.0% 「不明」と回答した企業の構成比…5.0%
BSI=(「上昇」と回答した企業の構成比40.0%)
-(「下降」と回答した企業の構成比30.0%)=10.0%ポイント

●景況

【貴社の景況】

17年4～6月期の貴社の景況判断BSIをみると、全産業では「下降」超となっている。業種別にみると、製造業は「上昇」超、非製造業は「下降」超となっている。

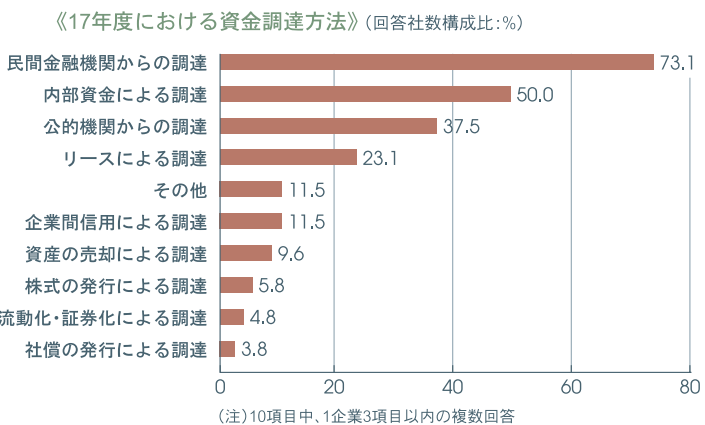
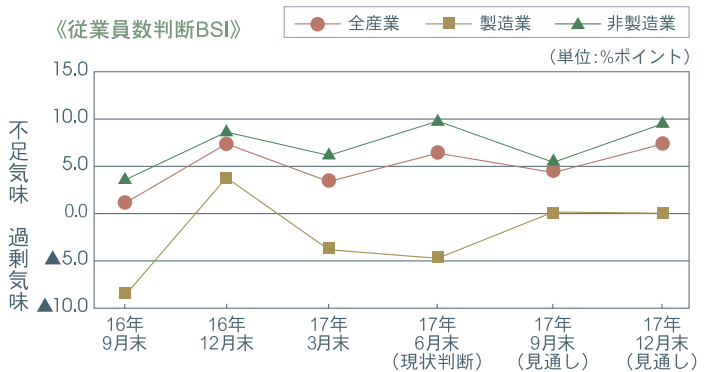
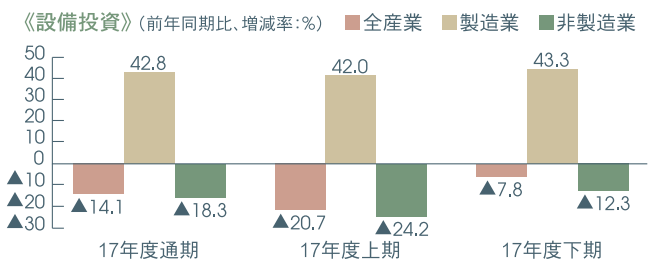
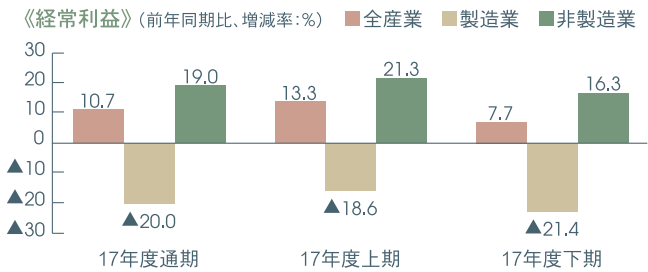
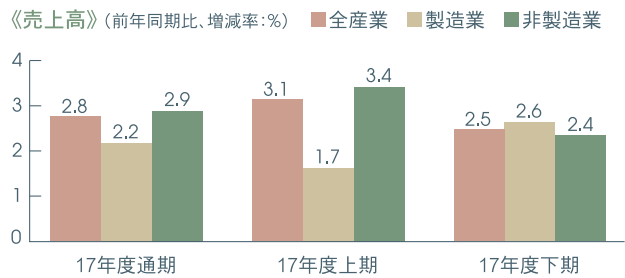
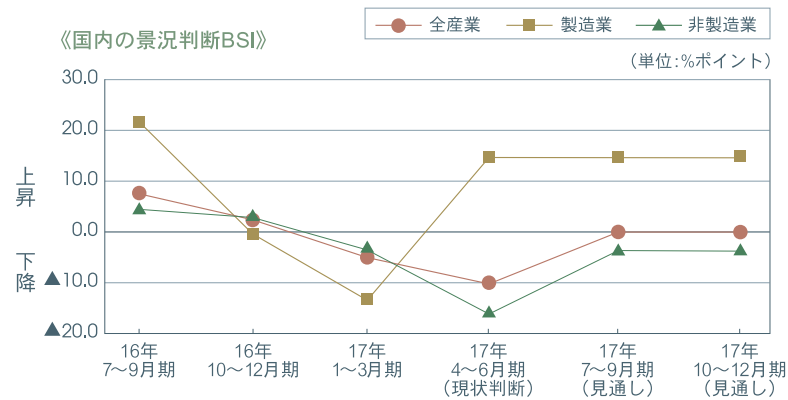
先行きをみると、全産業では「上昇」超に転じる見通しとなっている。業種別にみると、製造業は「上昇」超で推移する見通し、非製造業は「上昇」超に転じる見通しとなっている。



【国内の景況】

17年4～6月期の国内の景況判断BSIをみると、全産業では「下降」超となっている。業種別にみると、製造業は「上昇」超、非製造業は「下降」超となっている。

先行きを見ると、全産業では「上昇」と「下降」が均衡する見通しとなっている。業種別では、製造業は「上昇」超で推移する見通し、非製造業は「下降」超幅は縮小するものの「下降」超で推移する見通しとなっている。



●売上高

(注:石油・石炭製品製造業、電気・ガス・水道業、金融・保険業を除く)
17年度は、2.8%の増収見通しとなっている(上期3.1%の増収見込み、下期2.5%の増収見通し)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見通しとなっている。

●経常利益

(注:石油・石炭製品製造業、電気・ガス・水道業、金融・保険業を除く)
17年度は、10.7%の増益見通しとなっている(上期13.3%の増益見込み、下期7.7%の増益見通し)。
業種別にみると、製造業は減益見通し、非製造業は増益見通しとなっている。

●設備投資

(注:ソフトウェア投資額及び土地購入額は含まない)
17年度は、14.1%の減少見通しとなっている(上期20.7%の減少見込み、下期7.8%の減少見通し)。
業種別にみると、製造業は増加見通し、非製造業は減少見通しとなっている。

●雇用

17年6月末時点の従業員数判断BSIをみると、全産業は「不足気味」超となっている。業種別にみると、製造業が「過剰気味」超、非製造業が「不足気味」超となっている。
先行きをみると、全産業では引き続き「不足気味」超で推移する見通しとなっている。業種別にみると、製造業は「不足気味」と「過剰気味」が均衡し、非製造業は引き続き「不足気味」超で推移する見通しとなっている。

●17年度における資金調達方法

17年度における資金調達方法を、重要度の高い順に全産業でみると、「民間金融機関からの調達」を挙げる企業が最も多く、次いで「内部資金による調達」、「公的機関からの調達」の順となっている。

中小企業のみなさま、 IT活用で経営改革を 実現しましょう。

沖縄IT経営応援隊が本格始動 中小企業のIT導入を サポートします！

厳しい経営環境の中におかれて
いる中小企業の成長・発展には、
IT導入による経営改革が有効です。

経済産業部では、産業のIT化を推進
すべく経営者等のIT有効活用の意識
向上につながるITSSP事業、IT
投資を支援するIT活用型経営革新
モデル事業、IT投資促進税制などの
情報化施策を実施してきたところです。
しかし現実には依然としてIT化を
通した経営改革を行うための情報や
施策に「たどり着けない、あるいは、たど
り着こうとしない」中小企業者等の
存在が指摘されています。

中小企業がIT導入のきつかけをつかみ、
経営革新を実践・実行していくためには、
これまでの行政機関の一元的な支援は
もとより、活用する側と提供する側が
スクラムを組み行政と民間が一体と
なって総合的に後押しする仕組み
づくりが必要となつています。

このような考えの下、沖縄の実情に

仕事の窓

経済産業部
BUSINESS REPORT 6

あわせ中小企業のIT活用に一貫した
支援施策を展開する「沖縄IT経営
応援隊」を結成し、今年度から本格始動
することになりました。

関係機関等が協調して中小企業のIT
活用のお手伝いをするとは、何よりも
力強いことであり、効果が期待できます。

IT経営応援隊は中央の応援隊と
連動しながら、経済産業省の予算を
活用し、沖縄総合事務局経済産業部
と共同で運営しつつ、中小企業のIT
導入に効果的な事業を実施します。

IT経営応援隊の 構成員は？

（社）沖縄県情報産業協会が事務局と
なり、その他の産業支援十一機関で構成
されています。

隊長は沖縄県中小企業家同友会の代
表理事である名護宏雄氏が就任され、力
強いリーダーシップの下、本応援隊の運
営に務めています。

また、本隊の下に小隊を設置し、機動
力を高めています。（イメージ図）

何をやるの？

中小企業のIT導入に向けた啓発・
普及事業を中心に、成功事例輩出
サイクル（きづき→計画立案→導入
実行→波及・普及）を確率する事業
として次の活動を実施します。

- セミナー・研修会などのイベント事業
- 指南書（テキスト）や成功事例集の作
成・HPの開発・情報発信
- 専門家（ITコーディネータ）の派遣
による個別指導
- IT導入投資計画の診断
- IT関連支援施策の活用促進など

●沖縄IT経営応援隊設置による 一元的なIT啓発・普及活動（イメージ図）

沖縄IT経営応援隊（サポーターの組織化）

沖縄県内中小企業のIT活用を応援する関係機関が集結し、
協調した体制によりIT活用を促進

- 中小企業診断協会沖縄県支部
- 沖縄振興開発金融公庫
- 沖縄県中小企業家同好会
- （社）沖縄県情報産業協会
- （特非）フロム沖縄推進機構
- ITC沖縄
- 沖縄総合事務局
- 沖縄県商工労働部
- （財）産業振興公社
- 沖縄県中小企業団体中央会
- 沖縄県商工会議所連合会
- 沖縄県商工会連合会

事務局（社）沖縄県情報産業協会



中小企業の経営改革の実現による
競争力強化・成長・発展

沖縄IT経営応援隊に関する問い合わせ

運営事務局／（社）沖縄県情報産業協会内
〒900-0032 沖縄県那覇市松山2丁目2番12号（琉球日産ビル4F）
TEL：098-868-8556 FAX：098-860-4820
http://www.oki-ouentai.jp e-mail:iia@iia-okinawa.or.jp
沖縄総合事務局経済産業部地域経済課
TEL：098-866-0067 FAX：098-860-1375（直通）
http://ogb.go.jp/move/

集まれ！

「美ら海美ら島守り隊」

いつまでも青々と透んだ 美ら海であるために

仕事の窓

開発建設部
BUSINESS REPORT 7

として参加してみませんか。OCCN
活動情報については、事務局のHPを
ご覧ください。

●<http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/02tyaumi/chura/02ocn/02index.htm>



Okinawa Clean Coast Network

OCCNとは、私達の青い海、白い砂浜
など沖縄の豊かな自然を守っていき
たいと願う人たち（行政、各種法人、

ボランティア団体、マリンレジャー団体等）が集まったネット
ワークです。参加メンバーが会則・規約に拘束されることなく、
（もちろん会費もありません。）、自由に活動でき、情報の共有
など効果的な活動のため、緩やかに連携することを目指して
います。会則、規約等に替わるものとして、「申し合せ事項」に
各メンバーが同意し、これに基づき活動します。

沖

縄総合事務局、環境省、第十一
管区海上保安本部、沖縄県の四者
が基本的な運営を行う沖縄クリーン
コーストネットワーク（OCCN）では、
毎年県下一斉に海岸等の清掃活動
（まるごと沖縄クリーンビーチ）を
行っておりま。今年は、七月に開催
される「海フェスタおきなわ」海の祭典
二〇五」のプレイベントとして、
六月十九日（日）～七月十八日（月）の
期間、那覇港、中城湾港を初めとする
県内各地の海岸・ビーチ等の清掃活動
を行っています。ちなみに、二〇〇四年
（二年間）のクリーンビーチでは、県内
各地八十六カ所にて、参加者約一万
人により約百二十四トンのゴミを回収
しました。普段何気なく見ている海も
実はこんなにゴミがあるんですね。

沖縄の誇りでもある「海」、いつまでも
青々と透んだみんなの美ら海である
ために、みなさんも近隣の海岸やビーチ
等の清掃活動に「美ら海美ら島守り隊」



「美ら島交通ナビ（PC版）」 の運用開始！

仕事の窓

運輸部
BUSINESS REPORT 8

バス・モノレール情報を わかりやすく提供

1 の概要

平成十六年七月一日から既に運用が開始されている美ら島交通ナビ携帯版は携帯電話を活用して「タクシーを呼ぶ」「モノレール・バス・旅客船等の運行／運航状況を入力する」等の機能を有していますが、今回構築された「美ら島交通ナビ（PC版）」は沖縄本島の公共交通情報をインターネットを活用して県内外の利用者へ広くわかりやすく提供し、利用者が安心・確実に公共交通を利用できるよう本年六月から運用を開始したシステムです。

当システムは、国土交通省自動車交通局が推奨する「公共交通情報データ標準」「フォーマット」に準拠しており、複数事業者の情報を総合的に提供しています。

また、パソコンに不慣れな方でも、かんたんに拠点（バス停・モノレール駅）を指定して運賃等の検索ができるマップ検索（地図検索機能）など、四つの拠点

検索機能を備えています。

システム開発は国費で実施し、その運用は民間で行う官民協力型の事業であり、提供情報の入力・修正・削除は、各事業者団体等が直接インターネットの管理用ホームページを通じて行うため、新規路線の運行時刻など最新の情報を入手できるシステムとなっています。

以下「美ら島交通ナビ（PC版）」の特徴等について解説します。

2 の特徴

次の1～4の方法で、拠点（バス停／駅名）を選択して各種情報を検索することができます。

1 拠点名から探す

拠点（バス停・駅）の名称又はその名称の一部を入力して探す。

2 路線図から探す

四分割された沖縄本島地図から任意の拠点を選択して探す。

3 条件で探す

拠点名及び拠点のある所在地からテキスト検索で特定する方法と、拠点区分及び地域カテゴリーから探す。
4 主要施設から探す
主要施設のテキスト検索とカテゴリーから任意の施設を特定し拠点を探す。

検索した結果で次の情報を得ることができます。

1 出発地から目的地までの経路
2 選択した拠点の運行時刻（運行回数・時刻表）

3 目的地までの乗換情報（乗換回数）

4 出発地から目的地までの所要時間（徒歩での所要時間は、50 m / min で計算）

5 出発地から目的地までの運賃額

6 出発地から目的地までの距離
7 駅・バス停の周辺情報

3 のアドレス

<http://search.ots.jp/index.html>

その他

4 （交通・観光関連機関とのリンク）

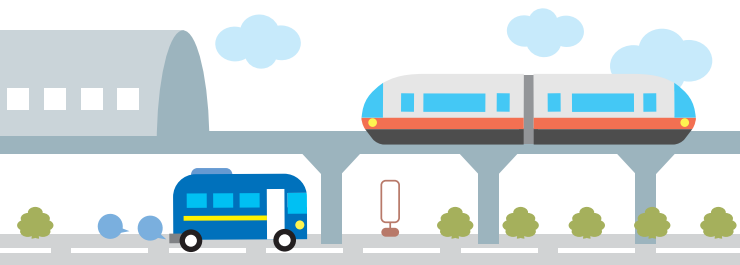
路線バス事業者・モノレール事業者との相互リンクや観光関連では（財）沖縄観光コンベンションビューローが運営する沖縄観光情報Webサイト「真南風（まなまぜき）」等との相互リンクを予定しています。

また「美ら島交通ナビ（携帯版）」をパソコンで体験することができます。



美ら島交通ナビの利用方法

モノレールと路線バスの乗り継ぎ探索ができます。



駅名やバス停が
分からない時は
どうやって探すの？



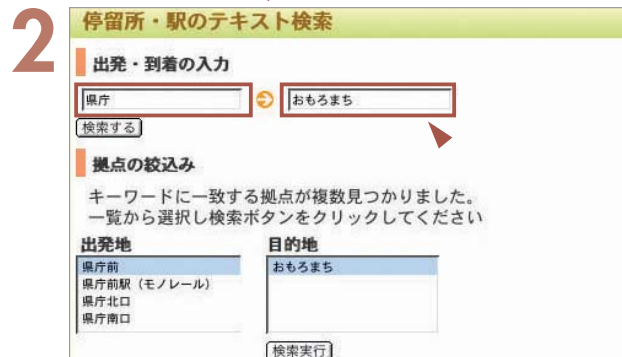
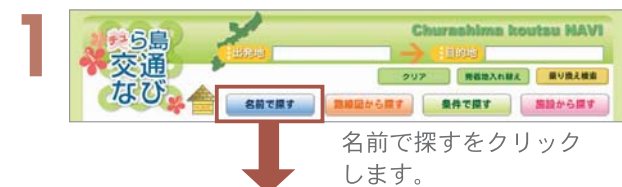
バス停名や駅名が分からない場合に、トップ画面の地図から地域を選択し、拡大します。



出発地と目的地のバス停や駅にマウスが重なると名前が表示され、それをクリックすると「出発地」「目的地」に自動的に入力されます。

すぐに
探せたよ！

県庁から
おもろまちまでに
かかる時間と料金が
知りたい！



「出発・到着の入力」に、バス停名・駅名を入力して検索ボタンをクリックすると、検索結果が表示されます。名前に含まれる語句と類義語が自動的に検索されるので、その中から目的地を絞り込みます。



バス・モノレールの目的地までの経路や時間、料金等の情報を見ることができます。

とっても
簡単！

その他にも、地域を選択して絞り込み、結果表示された一覧表から出発地や目的地を検索する「条件で探す」方法や、施設を検索し、一覧表示から目的の施設を選択し、詳細情報から最寄りの駅名やバス停名を検索する「施設から探す」方法等があります。

運輸部

不正改造車を排除する運動の強化月間について



自動車は、私達の身近な交通手段として幅広く利用され、日常生活に欠かすことのできない役割を果たしています。

しかしながら、近年の交通事故の発生状況及び自動車の排出ガス、騒音等による環境の悪化が深刻な社会問題となっている中で、不正改造車は道路交通の秩序を乱すとともに環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では自動車使用者の不正改造に関する認識不足や国の検査後に保安基準に不適合となる改造の実施などにより、保安基準に適合していない自動車が増加傾向にあり交通事故を誘発しかねない状況となっています。

沖縄総合事務局では、このような不正改造車について、特に今年度の重点実施事項となっている窓ガラスへの着色フィルムの貼付やフロントガラスへの装飾板の装着、不適切な灯火器の取付、排気ガス用触媒・マフラーの取り外し、ディーゼル用燃料噴射ポンプの不適切な調整、過積載を目的とする荷台等を不正に改造した大型貨物自動車等を排除するため、沖縄県警察本部、県内自動車関係団体等の協力を得て、ラジオのスポット放送、各市町村広報紙への掲載、新聞への掲載、ポスター等の掲示及びチラシの配布を行うとともに、先島を含む県内各所において街頭検査を実施し、自動車使用者への社会的責務に対する自覚を促しました。

沖縄総合事務局では、去る6月1日から6月30日までの一ヶ月間を「不正改造車を排除する強化月間」と定め、期間内に県内各所で街頭検査を実施した。写真は、違反着色フィルムを自動車使用者が取り外しているところ。

不正改造車に関する情報等は下記「不正改造車110番」まで

- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課
TEL.098-866-0031(内線227)
- 沖縄総合事務局陸運事務所整備課
TEL.098-875-0300

<http://ogo.go.jp/okiunyu/>

開発建設部

H17 知事懇談会を開催



沖縄における社会資本整備に関して、県幹部と沖縄総合事務局幹部との懇談会を6月22日(水)に県庁知事室にて行いました。

本懇談会は「地方分権改革推進会議」からの提言で、「地方公共団体幹部と地方部局との定期的会議」を設置し所管事業(主に直轄事業)に係る情報交換、意思疎通の円滑化を図ることが求られていることから、H15年度より実施しております。

懇談会には、県より稲嶺知事、嘉数副知事、末吉土木建築部長、傍士参事が、沖縄総合事務局からは竹林局長、渡口次長、稲野企画調整官が出席し、冒頭に竹林局長が挨拶、次に渡口次長により、『H17年度の開発建設部主要事業』について説明を行い、その中で沖縄自動車道を基軸として東西を横断的に結ぶ「ハンゴ道路」の構築、スマートICの社会実験、那覇空港の拡張等について言及しました。説明を受けた後、稲嶺知事は、「ハンゴ道路」の構築やスマートIC普及等について理解を示し、さらに以下のような主な要請がありました。

- 空港事業に関して、那覇空港とともに石垣空港を優先して整備
- 北部振興の拠点として本部港の整備
- 観光振興に関して今後はさらに沖縄特有の歴史、文化、自然環境を大切にする必要あり。

また、厳しい財政の中、沖縄総合事務局と共通の認識を持って連携を保ちながら公共事業を進めていきたい旨の談話がありました。

最後に局長より、忙しい中、懇談会を設けて頂いたことに謝辞があり、会を終えました。

経済産業部

安全保障貿易管理説明会を開催



去る5月27日(金)、経済産業部では、沖縄管内におけるより一層の安全保障貿易管理体制の実現を目指し、輸出入に関わる企業等の担当者を対象に安全保障貿易管理説明会を開催しました。

安全保障貿易管理体制は、近年、グローバル社会の中で、世界の平和・安全を脅かす恐れのある国や地域、或いはテロリストへの大量破壊兵器等につながる機器や技術の拡散が深刻な問題となっていることから、国際的な枠組みとして進められています。

我が国においても、核兵器をはじめとする大量破壊兵器等の開発に使用可能な貨物及び技術が、国際的な平和や安全を脅かす恐れのある懸念国やテロリストに渡ることのないよう、国際協調のもとに、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な輸出管理を行っているところです。

しかしながら、最近では、懸念国による大量破壊兵器関連物資の調達活動は巧妙化しており、また、一部の企業において管理体制の不備によって、違法な輸出を繰り返す事例も見られます。

説明会では、経済産業省の安全保障貿易管理課及び安全保障貿易検査官室の担当職員から①安全保障貿易管理(総論、制度の紹介)、②違反事例と輸出管理体制について説明が行われ、また、企業との意見交換が行われました。

農林水産部

平成17年度食料品消費モニター研修会を開催



去る5月25日「平成17年度食料品消費モニター研修会」が当局大会議室で開催されました。

食料品消費モニター制度は、昭和43年に消費者の利益を守るために制定された「消費者保護基本法」の趣旨に沿って昭和45年度に設けられました。この制度は、食料品の規格、表示及び価格の動向や消費者の意向の把握など食料品の消費に関する調査を実施し、その結果を行政に反映させるとともに、商品特性や流通機構、価格問題といった消費生活に関する正しい知識を広く消費者に普及することを目的としています。

当日は、國吉消費・安全課長から20名のモニターの皆さんに依頼状の交付がなされた後、モニターとしての基本的な知識を習得するための研修会が開催されました。

研修会では、当局から「食料品消費モニターの役割と任務」、「消費者行政について」等を、また、独立行政法人農林水産消費技術センター門司センターの鳥越主任調査官から「JAS法に基づく食品の表示について」の説明がありました。

また、意見交換会では、鳥インフルエンザ対策に関する質問や農薬使用に対する意見が出され、食料品の安全性に対する関心の高さがうかがわれました。



財務部

平成17年度国有財産事務担当者連絡会議を開催

5月12日(木)、那覇第二地方合同庁舎大会議室において「平成17年度国有財産事務担当者連絡会議」を開催しました。

これは、国有財産事務の適正な処理のために、国有財産担当部局の担当者に対して制度の仕組み、考え方の周知を図るために開催したものです。庁舎や宿舍などの行政財産については、国の事務事業を円滑に遂行するための物的な基盤であるとともに、国民共有の財産であることから、有効に利用され、その管理については現在額を正確に把握し、適正に管理することが必要となっています。

会議においては、当部の各担当者より「国有財産法に基づく協議等」「国有財産増減及び現在額報告書等」「国有財産の監査」「公務員宿舍事務」について制度の概要や、業務を行う上での留意事項等の広範囲にわたる内容について説明を行い、円滑な国有財産行政を実施するために意義のある連絡会議となりました。



証券取引等監視委員会木村次長による講演会を開催

平成17年5月26日(木)、名護商業高等学校において、「証券市場と証券取引等監視委員会(SEC)」というテーマで講演会を開催しました。

講師は証券取引等監視委員会の木村次長でファイナンス科1・2年生を中心に担当の先生も含め約80名が熱心に聴講しました。

今回の講演会の目的は、証券市場と証券取引等監視委員会の役割及び活動内容について理解を深めてもらうため開催されたものです。

ファイナンス科は2年生から株式の科目があり、授業も始まったばかりであるが、講演の後半では生徒から証券取引法や委員会に関する質問等もあり、講師は分かり易く丁寧に答えていました。監視委員会では、高校生を対象に講演会を開催したのは今回が初めてでしたが、今後は投資者教育の一環として随時開催していきたいとしています。



総務部

独占禁止政策協力委員会を開催



公正取引委員会では、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置しており、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を目的として、全国の主要都市において、公正取引委員会委員長又は委員と独占禁止政策協力委員による会議を開催してきています。沖縄地域においては、3名の有識者に独占禁止政策協力委員として御協力いただいています。

平成17年度は、独占禁止法改正問題等をはじめとして、最近における競争政策の課題等について意見交換を行うため、那覇市を含む全国9都市において開催されました。那覇市での開催は、今回で6回目となり、公正取引委員会からは小林悖委員が出席し、6月10日に開催されました。

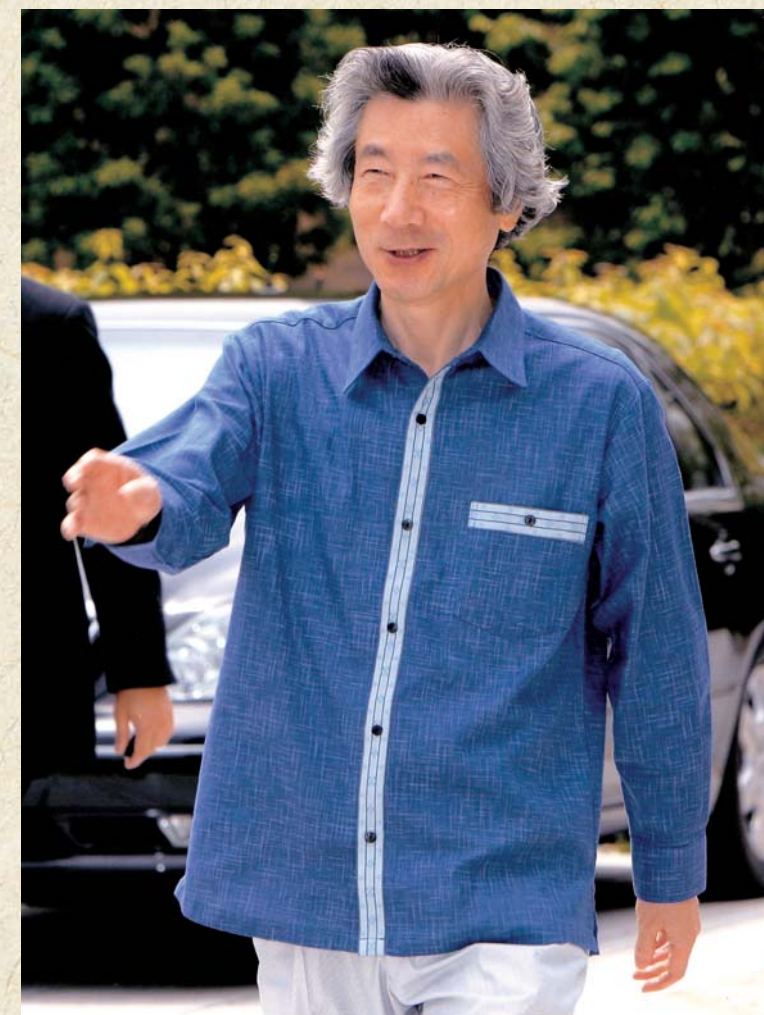
当日の会議においては、協力委員と活発な意見交換が行われました。





内閣府 便り

かりゆしウェアの普及・促進について



かりゆしウェア姿の小泉総理 「提供：内閣広報室」

(注1)「夏季の軽装について」の閣僚懇談会申合せ

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、夏季においては、政府全体として軽装で執務を促すこととする。

- ① 六月一日から九月三十日までの期間、外国賓客の接遇、表彰式等の格別の公式行事への出席等やむを得ない場合を除き、原則として軽装で執務をしても差し支えないものとする。
- ② 軽装とは、ノーネクタイ、ノー上着をいう。ただし、社会常識を逸脱しないよう節度を保つものとする。
- ③ 軽装の励行について広く理解を得るよう努めることとする。

(注2)「クールビズ」とは

環境省では、地球温暖化防止のため、夏季のオフィスの冷房設定温度を28℃程度にすることを広く呼びかけていますが、28℃の冷房でも涼しく効率的に働くことが出来るような「夏の軽装」のことを「COOL BIZ(クールビズ)」と言います。
COOL=涼しい、かっこいい BIZ=ビジネス

COOLBIZ

こ

これまで、地球温暖化防止の取組の一環として、政府が率先して夏季の軽装を推進してきました。その中で、平成十七年四月二十八日に「夏季の軽装について」閣僚懇談会で申合せ(注1)が行われ、政府一体となって夏季の軽装《クールビズ(注2)》に取り組むこととなりました。内閣府沖縄担当部局では、環境大臣を兼務する小池沖縄担当大臣のアイディアにより、「クールビズ」のひとつとしての「かりゆしウェア」の普及・促進に取り組んでいます。

「しウェア」の普及・促進を図っています。五月二十五日(水)には、小池大臣の発案により、銀座わしたシヨップに依頼し、内閣府沖縄担当部局のある中央合同庁舎4号館1階売店で、「かりゆしウェア」の展示販売会を開催しました。売店の一角で一日限りの開催でしたが、多くの職員が訪れたほか、細田官房長官や谷垣財務大臣も来訪、購入され、「かりゆしウェア」をPRする大変良い機会になりました。



かりゆしウェア展示販売会

ま

た、六月五日には「愛地球博」会場内において、小池大臣出席のもと環境省主催のイベント「COOL BIZ COLLECTION(クールビズコレクション)」新・夏の常識」が開催され、財界のトップらをモデルとして「クールビズ」が紹介されました。この中で、稲嶺沖縄県知事もモデルとして出演し、「かりゆしウェア」が紹介されました。

六

月一日の夏の軽装シーズンがスタートしてからは、内閣府沖縄担当部局では、執務の際に、積極的に「かりゆしウェア」を着用し、普及・促進に取り組んでいます。

●小池大臣からのコメント

京都議定書が発行され、日本も二〇〇八年から十二年の間に六％温室効果ガスを削減しなければならない責務があります。地球温暖化防止対策のひとつとして、夏の暑い時期の軽装を普及し、室内の冷房を抑えることが挙げられます。冷房温度を二十八℃にしても涼しく仕事ができるよう、今年から夏の軽装として、「クールビズ」を推進していますが、沖縄担当大臣に就任をきっかけとして、そのひとつとして「かりゆしウェア」があってもいいのではないかと思います。

「かりゆしウェア」の普及と、地球温暖化の防止が進めば、沖縄担当大臣、環境大臣それぞれの使命が果たせるのではないかと思います。

「かりゆしウェア」は、沖縄の知恵と伝統が入った魅力的な服装です。これから「かりゆしウェア」が本土にもっと普及していくことを期待していますが、そのためには本土でも受け入れられるデザインや価格などの面で工夫が必要だと考えています。今後、マーケティングなどに関する知恵のある人とこれまで「かりゆしウェア」に携わってきた人との共同作業ができれば、「かりゆしウェア」が「クールビズ」の大きな柱になれると思っています。



愛・地球博「クールビズコレクション」



内閣府沖縄担当部局での会議



かりゆしウェア姿の小池大臣

幹部の就任のお知らせ

はつおか のりひろ
沖縄総合事務局財務部長に初岡 道大氏が就任



坂本雅幸前財務部長の転任に伴い、平成十七年七月一日付けで沖縄総合事務局財務部長に初岡道大氏が就任した。昭和58年早稲田大学政経学部卒業。同年大蔵省入省、平成8年大蔵省中国財務局管財部普通財産調整課長、平成10年金融監督庁長官官房総務課課長補佐、平成11年大蔵省大臣官房調査企画課研究分析官兼財政金融研究所研究部主任研究官、平成13年日本道路公団経理部資金課調査役、平成15年財務省大臣官房付派遣職員(インドネシア財務省)を歴任後現在に至る。鳥取県出身 46歳



INFORMATION

活動事例募集のお知らせ

「立ち上がる農山漁村」第2回選定募集について

立ち上がる農山漁村

あなたの地域の活動も応募してみませんか？

●「立ち上がる農山漁村」って何？

「立ち上がる農山漁村」とは、農林水産業を核とした、自律的で経営感覚豊かな取り組みで地域の経済活性化に寄与している先駆的事例を選定し、これを全国に発信することにより、全国の農山漁村に「地域自ら考え行動する」意欲あふれた活動を広め、推進するため、平成16年度から政府をあげて(事務局:内閣官房及び農林水産省)実施しているものです。

今後とも「立ち上がる農山漁村」を継続し、さらに広めていくため、平成17年度においても、広く全国の活動事例を募集します。

●もっとたくさん出たい農山漁村のこんな取り組み

- ☐ 農村振興に熱い想いを持ち、独自の経営感覚で推進している事業。
- ☐ 地域資源に注目し、大きく活かしている活動。
- ☐ 今までの常識にとらわれないユニークな戦略。
- ☐ 地域の経済を元気にし、雇用の創造などに貢献している取り組み。

募集内容

募集期間／平成17年5月24日～平成17年7月29日 応募方法／郵送またはファックス
問い合わせ先・応募先／〒900-8530 沖縄県那覇市前島2丁目21番7号 沖縄総合事務局農林水産部土地改良課(担当:森田)
TEL:098-866-0031(内線365) FAX:098-864-2624
詳しくは、農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm> をご参照下さい。

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

局報【むりぶし】に対する「皆様の声」をお待ちしています。